

◎新潟県告示第392号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
菅谷ウイメンズクリニック	上越市新光町3-6-16	平成28年9月30日
柏崎市鶴川診療所	柏崎市大字女谷4762-1	平成31年4月1日
有限会社コダジマ薬局	新発田市御幸町2丁目4-6	令和元年6月30日
松之山薬局	十日町市松之山1600番地	令和元年7月15日
大浦整形外科医院	胎内市東本町22-10	令和元年6月30日